

与立劍輪印の相伝と大江匡房

吉 原 浩 人

一

院政期の密教思想史を考える上で、大江匡房（一〇四一～一一二二）の存在は、たいへん大きなものがある。匡房の密教関連の著作としては、『弘法大師讃』『中御室御灌頂記』『大御室御伝』（逸書）などの伝記・記録類、『尊勝寺灌頂表白』『法勝寺御塔供養呪願文』『白河院熾盛光御修法祭文』『白河院北斗曼荼羅堂願文』などの願文・表白の類が多数あり、これから密教に関する深い造詣を窺うことができる。また、『寛禅抄』『阿婆縛抄』などにも、大江匡房が他の事相の大家と同等に扱われている例が散見し、俗人であるにもかかわらず、後世においても密教の権威者として重んじられていたことが解るのである。ところが、このように文献が多く残されているにもかかわらず、大江匡房の密教思想上での位置付けは現在まで全く行なわれておらず、匡房自身の密教思想についての解明も進んでいない。そこで小稿では、その第一歩

として、特に与立劍輪印の相伝をめぐる起こった小さな事件に関して、匡房の行った行動の意味と、それに対する後世の評価について考察していくこととしたい。

二

鳥羽天皇は嘉承二年（一一〇七）七月十九日、父堀河天皇の崩御により踐祚。同年十二月一日大極殿にて即位した。わずか五歳の幼帝であった。翌三年（天仁元年）の正月八日には、宮中真言院の御齋会において即位後最初の太元帥御修法が行われることとなった。太元帥御修法とは、小栗栖別当常曉が唐より請来して以来、真言宗にのみ伝えられている秘法で、毎年正月八日より七日間宮中において修された宝祚長久・鎮護国家を祈請する大法である。ところがここで、少々やっかいな問題が生じた。というのは、太元帥法阿闍梨を勤めることになっていた興福寺の宣覚が、前年に母の喪に遭い、重服のため出仕できなくなってしまったからである。これを補う

人事に関して多少の軋轢が生じ、そのやり取りの中で大江匡房の言動が重要な役割を果たしているのので、まず事実関係を関連史料によって跡付けていきたい。

嘉承二年十二月二十七日、真言宗長者範俊は宣覚に代わる人物として、太元帥法阿闍梨を選任するよう命じられたため、受諾の請文を出した（『太元秘記』、『覚禪抄』所引文書では二十一日付）。範俊は弟子の良雅を推薦したため、同月三十日には宣旨が出され、勅命により良雅は太元帥法阿闍梨に任じられた。しかし翌年正月には、太元帥法阿闍梨の資格をめぐって一つの疑義が呈された。ここで、大江匡房が朝廷に申状を提出したのである。この申状は現存しないが、右中弁藤原顕隆の正月六日付の執達状により、おおよその内容が復元できる。

顕隆は、太元帥法の中でも与立剣輪法は最秘の条とされ、仁海僧正の門弟が相伝している由を江帥（匡房）が言上してきたと述べる。そして、良雅はよくこの法を授かっているのかどうか、それは、この度この法は旧規に帰すべきであるからであり、これは白河院の御気色に依るのだと、内々に範俊に執達している。これに付け加え、江帥が申される旨は、与立剣輪法を相伝する人によって太元帥法は修さるべきであって、そうでない輩が勤修するのは、極めて非常のことだとしている。そこで顕隆は、この匡房の申状を内々に仁和寺寛助僧都・醍醐寺勝覚座主に問うたところ、件の剣輪法は知らな

いと回答してきたので、匡房が僻事を申しているのか、はたまた寛助・勝覚が知らないのか不審であり、白河院にも不審の御気色があると述べている。これに対し範俊は、同日付で次のような請文を遣わしてきた。太元秘法は、将門の乱の時阿闍梨泰舜が勅を奉じて臨時に勤修したものである。泰舜は、律師で東寺長者であった。以来彼の流れをもって規模としている。良雅は、秘中の最秘を伝授されており、既に写瓶の水は漏れることはない。この由を奏達せられたいと。この回答によって、良雅は与立剣輪印を伝授されていることが、証明されたことになったのであろう。良雅は無事太元帥法阿闍梨を勤め、二月二十八日には、この法を勤修した者に与えられる法琳寺・秋篠寺別当職に、太政官牒によって補任されたのである（以上『正嫡相承秘書』『太元法文書』所引）。

この時突然、太元帥法阿闍梨に任命されたこととなった良雅に対し、疑義を抱いた人物は他にもいた。藤原宗忠の『中右記』正月八日条には、阿闍梨を降ろされた宣覚自身が、前日に来談し不満を述べた様が生々しく記されている。それによると、太元帥法は根本祖師常曉によって、唐から我が朝に伝えられたもので、八箇秘事口伝等は全く他門には伝えられていない。就中この法を習得しようとする者は、本寺において出家した後入壇し、その後秘密口伝等を相伝するのである。他門徒の人が奉行することはできないはずである、と訴

えている。これによって宗忠は、良雅がこの法の口伝を受けているかどうか頗る不審であるとする。そして、師僧の喪に遭いながらも太元帥法を勤めた例を挙げ、相伝一人なのだからこれは許されるとする。しかし、父母の喪に遭いながら勤めた例は慥には見えず、また今年は新帝の代始めであり、忌むべきだと僉議するのも一理あるとしている。ただし、口伝を知らずに秘法を修するのはいかがなものかと、疑問も投げかけている。

ここで明らかなのは、母の喪により太元帥法阿闍梨をはずされた宣覚が、大いに不満を持ち、後任の良雅の印相伝授についての疑義を、直接宗忠に訴えたこと。宗忠もその言を受け、決定には不審の念を抱いたが、阿闍梨の母の喪という異例の事態に判断がつかず、あいまいな部分を残していることである。

三

顯隆の執達状を一読した限りでは、匡房はこの宣覚や宗忠と同様の立場で、疑問を述べているようにも受け取れる。しかし、この事件に関して後世の事相書を繙くと、匡房の申状は、宣覚の抗義の立場とは全く逆に評価されていることに気付くのである。そこで以下に、匡房が申状をわざわざ出した真意が、いったいどこにあったのかについて考察してみた

与立剣輪印の相伝と大江匡房（吉原）

い。

匡房が問題にしている与立剣輪印については、『覚禅抄』巻八十九などに詳しい。それによると、太元帥法の時本尊加持に用いる印を八箇秘印といい、与立剣輪印はその第八番目である。この与立剣輪印が最秘とされ、印相ばかりでなく読み方や漢字表記に関しても、流派によって様々な口伝があった。この与立剣輪印伝授の鍵を握る人物は、範俊である。範俊はこの時、法印権大僧都・東寺長者法務という真言宗の最高責任者であり、太元帥法阿闍梨を選任する権限を持っていた。実は、藤原宗忠のもとに不満を述べた宣覚が、嘉承元年（一一〇六）に初めて太元帥法阿闍梨に任じられた折の推薦者も、他ならぬ範俊だったのである。この時は別に、懷尊・良智という候補者もいた。密印等を慥に相伝しているのかという問題で、誰を選任するか前年来の伏議において相論があり、結局範俊が三人の中から宣覚を選任し、宣旨が下されたという経緯があった（『中右記』長治二年十二月二十八日条、同嘉承元年正月五日条）。つまり、範俊の人事権の行使によって宣覚・良雅ともに任命されているのである。

『覚禅抄』では、仁和寺寛助僧都・醍醐寺勝覚律師といった、名だたる大家でさえも与立剣輪印の作法を知らなかったことを繰り返し述べた後、「江帥匡房申云」として、太元法は与立剣輪印の伝えを極めと為す、という部分のみ申状を取意

引用し、続けて小野門跡（範俊）以外に太元法は伝えられていないとする。範俊は仁海の弟子成尊を継ぎ小野曼茶羅寺第三世となっている。小野流以外に太元法は伝えられていないことを強調する意図は、ここに明白である。この匡房の申状は、『寛禪抄』のほか『幸心鈔』卷三・『秘鈔問答』卷十三末・『安流伝授紀要』卷二十二などに何らかの形で引用され、いずれもその正統性を強調する文脈において使用されている。

とすると、匡房の申状は小野流範俊門下に都合の良い部分のみ改竄されて、引用された可能性もある。しかし、『寛禪抄』裏書には、良雅から大僧正（定海）に授けた手箱一合の中に、太元法の文書とともに匡房の書状が具されていたという、注目すべき記事もある。この書状が本物であるとすれば、これほど貴重視するのは、自らの相伝の正統性を、何よりも証明する文書に他ならないからであろう。匡房は、宣覚の側ではなく、範俊・良雅の側に立っていたのである。範俊の名は『江都督納言願文集』卷一などにもみえるが、両者の関係についての傍証は、『元亨釈書』卷十範俊伝にある。永保二年（一〇八二）の早魃時に、範俊が請雨經法を修した折、同門の義範が怨念を抱き宝楼閣法を修して妨げた。範俊は雨が降らなかったので、恥じて那智山に籠ってしまった。白河天皇は、これを愁えたところ、一夜竹人が災いをはらうという夢を見た。匡房に夢解きを依頼したところ、竹人とは範俊

のことだと述べ、範俊は詔により呼び戻されたというものである。もちろん史実としては疑問もあるが、従来あまり指摘されていない両者の密接な関係を物語る説話であろう。

四

顯隆の執達状に、組み替えられて取り込まれた大江匡房の申状は、一見良雅を不適格者として疑義を呈しているようにも読める。しかし、匡房の意図は与立劍輪印が仁海の小野流にしか伝わっていないことを、強調するところにあった。何より今回は旧規に復すると、ことさら謳うのは、これまで修されていた太元帥法が旧規に則っていないと言うも同然で、宣覚に対するあらわな否定である。宣覚はこれに対し、自身の口伝相統の正統性を強く藤原宗忠に訴えたのだが、その声はかき消されてしまう。

しかし問題は、大江匡房という僧籍を持たない一介の俗人が、どういったわけで真言密教の中でも最秘とされる与立劍輪印の相伝に、容喙してきたかということである。ここに、政治的意図も大きく感じ取れよう。藤原顯隆は、繰り返し院の御氣色を強調するが、背後には確かに白河院がいたはずである。速水侑は、この事件を簡略に紹介し、「太元帥法も、実態においては、「院の御氣色」や院の近臣の意向によって律せられていたことがうかがえる」と結論する。⁽³⁾ではなぜ、

ここで白河院や匡房がこのような行動を取ったのか。

ここで匡房は、親しい関係にあった範俊から、直接に与立剣輪印相伝のことを聞き出したのではなからうか。範俊にしてみれば、新帝即位後最初の太元帥法場で自身の相伝した小野流の正統性を世に問う、またとない機会である。しかもこの印が、仁和寺寛助や醍醐寺勝覚に伝えられていないことをあらかじめ承知していたのではなかったか。白河院にしてみれば、若くして急逝した堀河天皇を継ぐ幼帝鳥羽天皇の即位最初の太元帥法を、完璧なものとしてい意図が働いたのであろう。そこで匡房は、白河院の意図を体し、ことさらに与立剣輪印の伝授を問題にし、範俊門下の面目を施したとも考えられる。もちろん以上は、私の単純な憶測にすぎないものである。しかし、白河院や匡房は想像以上に密教に関する造詣が深かった。紙幅の関係で詳細は省略するが、後三条天皇即位の時、大日如来の智拳印を結んでいたと匡房が記するのはその好例であり、この頃から護持僧との関係も深くなっていたのである。

なお、この匡房申状の伝承に関して、『覚禅抄』に入ったルートも重要である。というのは、覚禅が一貫して「師主」と呼ぶのは醍醐座主勝賢であるが、その父は有名な藤原通憲（信西）なのである。通憲の父は、二十八歳で夭折した藤原実兼で、実兼は匡房の言談をまとめた『江談抄』の筆録者と

与立剣輪印の相伝と大江匡房（吉原）

して知られている。『江談抄』の一本、醍醐寺蔵『水言鈔』の表紙と裏表紙には、勝賢とその甥で同じく醍醐座主を勤めた成賢の自筆署名が残されている。もちろん師資相承によって伝えられた部分もあるが、三代にわたる家伝による情報も、信憑性の確かなものとして覚禅には受け取られたであろう。

秘印の相伝に関して、僧侶以外の俗人をからめた視点での研究はこれまで殆どなかったため、小稿には不備も多いと思われるが、なお引き続き大江匡房と密教思想の関連について、解明を進めていきたい。

1 略して、太元帥法・太元法とも。太は大に作ることも多く、同時代の文書でも混用されている。なお、太元法は現在までも真言宗に伝承され、天皇即位の際、あるいは日露戦争や太平洋戦争などの敵国調伏のために修せられている（甲田有咩「太元御修法の聖教について」『続真言宗全書会報』三九 一九八七・五）。

2 匡房は与立剣輪法と述べているが、これは印相を指すので、以下小稿においては与立剣輪印と表記する。

3 『平安貴族社会と仏教』第一章第四節（吉川弘文館 一九七五・一二）。なお、これに続いて天永元年（一一二一）の太元法阿闍梨を、宣覚に代わって良賢が勤仕したとする表現があるが、これは速見の『中右記』の誤読で、宗忠は天仁元年の例を思い起こし、例として掲げたものである。

〈キーワード〉 太元帥法、与立剣輪印、大江匡房、範俊
（早稲田大学助教授）